

第 1 回 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会における主なご意見
 <司法関与> (未定稿)

	ご意見
一時保護について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正児童福祉法第 1 条に児童の権利に関する条約の精神にのっとりということが明記されたことを踏まえれば、同じく児童の権利に関する条約の第 9 条第 1 項の規定を踏まえ、一時保護に司法関与を導入するのは当然のことなのではないか。 ・ 一時保護について、保護者からの依頼によるものか職権によるものかに関わらず、これを客観的に審査し、運営・管理する司法判断の必要性は極めて高い。 ・ 児童相談所の体制については、今回の改正により、弁護士配置またはこれに準じる措置が義務づけられたことから、適切な助言が期待できる。 ・ 一時保護の後の処遇についても、一時保護を成した裁判所が主導的に関与すべき。 ・ 一時保護への司法関与について、一時保護の期間が長きにわたる可能性があるというものがあるが、実際には 1 カ月以内の県が多くなっており、もう少し詳細なデータがあれば参考になるのではないか。 ・ 一時保護について、資料によれば、2 カ月を超えるケースはそれほど多くはない。そうであれば、2 ヶ月を超えるケースに司法関与を導入しても、現在の裁判所の体制でも対応可能ではないか。 ・ 一時保護の期間が長期間であるといった場合に、第三者によるチェックを行うとして、司法機関であった場合にどのようなメリットがあるのかということの検証も必要なのではないか。 ・ 短期かつ緊急の一時保護に関しては、裁判所の許可については、短期間に保護者に対する十分な意見聴取ができるような手続を構築することが難しいことから、ある程度、児童相談所の判断権というものを尊重するのが望ましいのではないか。 ・ 一時保護の場面は、非常に緊迫した場面であり、そういった場面で、子どもや保護者の権利保護という観点から手

	<p>続保障を行うのは、非常に難しいのではないかと。また、児童相談所の側も、適確な資料を準備できるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 違法かどうかということであれば、司法機関としての判断になるが、例えば、一時保護が相当かどうかといった場合には、司法機関である裁判所が判断できるのか、判断する機関としてふさわしいのかということが問題になる。 ・ 一時保護については、既に制度が動いており、司法関与を導入することで、この制度にマイナスにならないよう注意する必要がある。 ・ 司法関与については、一度、裁判所が判断した上で、それをまた後で裁判所が訴訟手続で判断するということを踏まえた上で、在り方を考える必要がある。つまり、適正手続きの保障と同時に、憲法第 32 条の裁判を受ける権利との関係も整理する必要がある。 ・ 海外では、家庭裁判所が親子のソーシャルワークに関わっていくという形になってきたが、平成 23 年の議論では、必ずしもこうした議論はなかったのではないかと。この 5 年間でそうした考え方が日本でも広がってきたことを踏まえて議論する必要があるのではないかと。
<p>面会通信制限、接近禁止命令について</p>	
<p>親権停止制度の活用について</p>	

28 条措置に係る 裁判所の承認に ついて	
裁判所命令につ いて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅での支援における保護者に対する指導について、行政の指導程度では強制力がない。法的強制力を伴う措置が必要で、裁判所が直接保護者に指導命令を下す制度が考えられる。 ・ 裁判所による親への直接指導については、裁判所は、あくまで受け身であって、能動的に修正案を考えるのは、それはあくまで児童相談所の役目である。その上で、イギリスの例などを見る限りでは、裁判所が児童相談所の案をオーソライズして実行するというたてつけは十分あり得るのではないか。 ・ 裁判所による命令により、より履行の可能性が上がるかどうかということは、実際の民事事件などを見ても、必ずしも明らかではない。 ・ 裁判所命令であれば、家庭がどうあるべきかということについて、裁判所が判断できるのか、判断する機関としてふさわしいのかということを考えなくてはならないのではないか。
その他全般的な ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所の関与について、現行よりも範囲を広げるべき、理想としては司法中心の制度を構築すべき。しかしながら、現行の児童相談所・家庭裁判所の体制のままで直ちに裁判所が関与することは難しいのではないか。ただし、いつまでに裁判所の関与が開始するという期限をきちんと決めた上で、それに向けて体制を整えていくべき。 ・ 司法関与の導入については、裁判所・児童相談所において、現在の組織体制では対応しきれない課題であり、例えば5年等の移行準備期間を前提として、法整備と新たな体制整備のための予算措置を前提として、具体的な制度設計の検討が必要ではないか。 ・ 司法関与について、平成23年の検討の際に、一度導入しないという結論が出た中で、何がどう問題なのか、実務でどうなっているかというところを知りたい。 ・ 司法関与の具体的な仕組みの例を挙げて考えていかないと、問題点が明らかになってこないのではないか。

- ・ 司法関与で一体、どのような子どもの利益あるいは保護者の利益、つまりは法的利益が何なのかよく考える必要がある。
- ・ 仮に裁判所が関与するのであれば、かなり精細な要件というものを立てなければならない。
- ・ 裁判所に関与させた場合に、不服をどう申し立てるのか、あるいは履行しなかった場合の制裁についても、議論する必要がある。また、裁判所が何を審査するのかによって、行政訴訟で裁判所が何を審査するのかが変わってくる。

- ・ 子供の視点でここで議論されることがどういう影響を子供に与えていくのかということをしっかり考えていきたい。また、子供の視点でどういうことが起きそうかということ想像しながら議論したい。
- ・ 児童相談所の業務のあり方、今後検討されるであろう要保護児童の通告のあり方などの方向性を見通しながら論じていきたい。
- ・ 立入調査、臨検搜索、強制的一時保護など強制的処分については、警察が執行すべき。全国の児童相談所で警察との連携強化が図られており、警察が虐待事案に積極的に関与することを一概に否定できない現状にある。また、警察の方が児童相談所よりも体制が整っており、迅速な対応が可能。警察を通告先として加えることも検討すべき。
- ・ フランスでもイギリスでも、最終的に個別のケースについて専門的な関与ができるのは福祉行政以外になく、福祉行政の充実とセットになって司法が関与しているから上手くいっているのではないか。
- ・ 日本は大陸法に基づく親権制度の国であるが、大陸法下のフランスでは、児童虐待事案での子どもの親権者からの保護は、検察官命令書による司法手続きとして制度化されている。日本においては、児童相談所の行政サービス機能の延長線上に設定されており、相当いびつな状態ではないか。